

# 資料1

## 弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿

(任期：令和3年2月1日～令和5年2月1日)

区分	所属団体	役職	氏名	協議会職名
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	教授	芥川 幸裕	会長
福祉有償運送を利用する立場にある者	弘前市町会連合会	理事	中畑 政憲	副会長
タクシー事業関係者	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	山下 清司	委員
福祉有償運送事業関係者	弘前市社会福祉協議会	総務課長	溝江 義孝	委員
青森運輸支局長の指名を受けた職員	青森運輸支局	首席運輸企画専門官	柳谷 英俊	委員
市の職員	弘前市都市整備部	部長	野呂 忠久	委員

## 自家用有償旅客運送について

### 1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要がある。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に  
応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持  
続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

#### 【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。

- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。

(※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

## ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- 地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

### 地域の移動ニーズ

バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等が外出するための移動手段を確保したい

### 地域の移動ニーズ

単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等が外出するための移動手段を確保したい

### 交通空白輸送を行う 自家用有償旅客運送の種類

市町村が主体

**市町村運営  
有償運送(交通空白)**

市町村自らが、当該市町村内の交通空白地において、当該市町村内の住民等の運送を行うもの

(実際の運行は、バス・タクシー事業者に委託されているケースがある)

NPO法人等が主体

**公共交通空白地  
有償運送**

NPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民等の運送を行うもの

市町村が主体

**市町村運営  
有償運送(福祉)**

市町村自らが、当該市町村の住民等のうち、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

NPO法人等が主体

**福祉  
有償運送**

NPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

## 自家用有償旅客運送の登録の流れ

- ・自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

### ①地域における関係者の合意

地域公共交通会議 又は 運営協議会

- ・自家用有償旅客運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

### ②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・当該地域を管轄する運輸支局等  
(市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県)

※登録の有効期間は2年

(重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年)

## 弘前市における移動困難者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、弘前市におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、本市においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

(令和2年3月31日現在)

## 【弘前市の人口】

弘前市全人口	168,683 人	65歳以上世帯数	39,929 世帯
高齢者数(65歳以上)	54,343 人	高齢者のみ世帯	25,841 世帯
高齢化率	32.2 %	高齢者のみ世帯の割合	64.7 %

## 【要介護度別認定者数】

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	1,218	1,278	2,150	2,008	1,266	1,387	1,115	10,422
うち介護サービス受給者数①	324	451	1,909	1,839	1,012	803	683	7,021
うち施設入所者②※1	0	1	249	421	453	634	471	2,229
在宅介護サービス受給者(①-②) ③	324	450	1,660	1,418	559	169	212	4,792
③のうち介護度3,4(福祉車両での移動が必要と思われる人)	728							

※1…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護入居者

【障害者手帳保持者】 10,364 人

(内訳)

○身体障害者(全年齢)

(人)

身体障害者手帳	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
視覚障害	35	66	21	15	201	129	467
聴覚・平衡機能障害	316	2	282	74	149	1	824
音声言語等機能障害	0	0	18	41	0	0	59
肢体不自由…上肢	57	70	127	323	629	90	1,296
肢体不自由…下肢	70	170	896	355	248④	165⑤	1,904
肢体不自由…体幹	0	42	2	55	98⑥	54⑦	251
内部障害	0	0	497	393	2	1,325	2,217
計	478	350	1,843	1,256	1,327	1,764	7,018⑧

○知的障害者(全年齢)

愛護手帳	B	A	計
人数	916	619	1,535⑨

○精神障害者(全年齢)

保健福祉手帳	3級	2級	1級	計
人数	245	1,114	452	1,811⑩

※身体・知的・精神障害者(⑧、⑨、⑩)

のうち64歳以下	…	4,469 人
上記のうち身障施設入所者※2	…	52 人
上記のうち知障施設入所者※2	…	137 人

※下肢・体幹【1・2級】(④～⑦)

のうち64歳以下	…	332 人⑪
上記のうち身障施設入所者※2	…	27 人⑫

福祉車両での移動が必要と思われる人(⑪-⑫)

305 人

※2…施設入所支援

【弘前市における外出支援施策】

○在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業(令和元年度)

在宅の心身障がい者に対し、障害福祉サービスを補うことを主旨として、タクシー利用料金の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。課税状況によって受給資格に制限あり。

利用券交付者数(人)	延べ利用件数(件)	金額(円)	備 考
1,553	8,716	5,175,970	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者:身体障がい児・者 1、2級 (視覚、肢体不自由、内部障がい)</li> <li>・知的障がい児・者 A</li> <li>・一人当たり年間12枚</li> <li>・乗車1回当たり590円 (令和元年10月から600円)</li> </ul>

○移動支援事業(令和元年度 令和2年3月31日現在)

屋外での移動に困難がある障がい者・児について外出のための支援を行う。

支給決定者(人)		福祉タクシー 福祉有償運送 利用回数(回)
身体	177	5,476
知的	38	649
精神	89	3,004
難病	1	0
児童	7	8
計	312	9,137

※1人当たりの利用回数:29回(9,137÷312)

### 【福祉輸送の活動状況】

	訪問介護事業所	福祉有償運送登録事業所
実施事業所数	31	14
利用者数(人) A	1,196	307
輸送回数(回) B	48,702	8,447
福祉車両	25,209	6,581
セダン等	23,493	1,866
1人当たり利用回数(回) B/A	40.72	27.51
車両台数(台)	218	50
福祉車両	86	33
セダン等	132	17
運転者数(人)	288	110
2種	59	4
その他	229	106

※令和元年8月1日～令和2年7月31日時点

### 【市内タクシー会社の活動状況】

実施事業所数	7
輸送回数(回) A	1,259,566
福祉車両	5,061
セダン等	1,254,505
車両台数(台)	409
福祉車両	50
セダン等	359
運転者数(人) B	552
2種	552
(うち介護福祉士)	4
(うち訪問介護員)	17
(うちケア輸送サービス 従業者研修修了者)	4
1人当たり運転回数 (A/B) ÷ 365日	6.3

※セダン型での輸送可能  
資格保持者合計:  
4+17+4=25人

※令和元年8月1日～令和2年7月31日時点

## 令和2年度福祉有償運送登録協議団体一覧

## 今回更新登録協議団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	特定非営利活動法人 ありんこ	児童デイサービス やよいのあかり	R3.3.24
2	特定非営利活動法人 team.Step by step	児童デイサービス すてっぷ	R3.3.24

## 登録団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	ひかりの岬居宅介護等事業所	R4.3.13
2	特定非営利活動法人 銀河	送迎サポートステーション Pegasus	R4.3.2
3	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	Plan Do	R4.4.3
4	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木 支部	R5.2.22
5	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	R5.2.22
6	社会福祉法人 桃仁会	城東ホームヘルプセンター	R5.3.22
7	社会福祉法人 愛成会	弘前静光園 ホームヘルパーステーション	R5.3.22
		自由ヶ丘ホームヘルパーステーション	R5.3.22
		養護老人ホーム 弘前温清園	R5.3.22
		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	R5.3.22
8	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルパーステーション	R5.3.22
9	社会福祉法人 津軽富士見会	弘前園ヘルパーセンター	R5.3.22

(特定非営利活動法人ありんこ)

福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 1

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名称) 特定非営利活動法人ありんこ (所在地) 弘前市大字富栄笹崎80番地1 (代表者) 理事長 一戸 由佳	○	(名称) 特定非営利活動法人ありんこ (所在地) 弘前市大字青山3丁目14番地5 (代表者) 理事長 一戸 由佳
	事業所	(名称) 特定非営利活動法人ありんこ (所在地) 弘前市大字富栄笹崎80番地1	○	(名称) 特定非営利活動法人ありんこ (所在地) 弘前市大字青山3丁目14番地5
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。
3	旅客から收受する対価	【定額制(通学)】 片道650円 【距離制(通学以外)】 1kmまで230円+1kmごとに80円 有(最大2名)		【定額制(通学)】 片道650円 【距離制(通学以外)】 1kmまで230円+1kmごとに80円 有(最大2名)
4	複数乗車の設定			
5	使用車両	車いす車・・・3台(うち軽2台) セダン等・・・1台	○	車いす車・・・4台(うち軽2台) 回転シート車・・・1台 セダン等・・・3台
	使用権原	法人所有4台	○	法人所有6台、持込2台
6	運転者	普通免許・・・12名 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	○	普通免許・・・12名 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
7	運行管理の体制等	運行管理責任者 藤田 公和子 整備管理責任者 葛西 崇臣 事故対応責任者 一戸 由佳 苦情処理責任者 一戸 由佳	○	棟方 良英 藤田 公和子 棟方 良英
	対象	肢体不自由者・・・7名 その他障害者・・・6名		一戸 由佳 肢体不自由者・・・6名 その他障害者・・・7名
8	運送対象等	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	自宅から学校への通学のため送迎 その他通学以外での送迎等		自宅から学校への通学のため送迎 その他通学以外での送迎等
9	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

(特定非営利活動法人 team.Step by step)  
福祉有償運送 更新登録協議団体確認票

資料 5 - 2

No	項目	今回申請内容	変更	前回申請内容
1	運送主体	(名 称) 特定非営利活動法人 team.Step by step (所在地) 弘前市大字城東3丁目11番地11 (代表者) 理事長 葛西 優子		(名 称) 特定非営利活動法人 team.Step by step (所在地) 弘前市大字城東3丁目11番地11 (代表者) 理事長 葛西 優子
	事業所	(名 称) すてっぷ (所在地) 弘前市大字城東3丁目11番地11		(名 称) すてっぷ (所在地) 弘前市大字城東3丁目11番地11
2	法令順守	様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。		様式第2号「宣誓書」の提出あり。道路運送法第79条の4第1号から第4号までのいずれにも該当しない。
3	旅客から収受する対価	【定額制】 片道540円(令和3年4月1日より片道650円)	○	【定額制】 片道540円
4	複数乗車の設定	有(最大2名)		有(最大2名)
5	使用車両	セダン等・・・6台(うち軽1台)		セダン等・・・6台(うち軽1台)
	使用権原	法人所有・・・6台(リース契約)		法人所有・・・6台(リース契約)
	運転者	普通免許・・・10名		普通免許・・・10名
6	運転者講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。
	運行管理責任者	葛西 優子		葛西 優子
7	運行管理の体制等	整備管理責任者 事故対応責任者 苦情処理責任者		雪田 世記子 葛西 優子 葛西 優子
	対象	知的障害者・・・5名		知的障害者・・・4名
8	運送対象等	弘前市を発地又は着地とする区域		弘前市を発地又は着地とする区域
	目的	自宅から学校への通学のための送迎		自宅から学校への通学のための送迎
9	損害賠償措置	全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		全車両とも、対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入

## 対価について

No	法人名	複数乗車	平均輸送距離 平均輸送時間 ※1	設定対価	料金 ※2	タクシー料金に対する 設定対価の割合
1	特定非営利活動法人 ありんこ	平均2名	17.2km	【定額制】 650円×2人=1,300円 (通学・片道)	5,620円	23.1%
2	特定非営利活動法人 team.Step by step	平均2名	22.4km	【定額制】 650円×2人=1,300円 (通学・片道)	7,240円	17.9%

※1 平均輸送距離 → 各利用者ごとに「自宅～医療機関等」までの距離を計測し、利用日数(月)を乗じてたしあげ、事業所の月の総輸送距離を算出。  
その数値を利用日数計で除して平均を算出。

(例) Aさん・・【距離15km、月20日利用】、Bさん・・【距離10km、月10日利用】、Cさん・・【距離5km、月4日利用】  
この場合、{(15km×20日)+(10km×10日)+(5km×4日)}÷34日≒12.3km/日 となります。

平均輸送時間 → 各利用者ごとに「自宅～病院」までの時間を計測し、利用日数(月)を乗じてたしあげ、事業所の月の総輸送時間を算出。  
その数値を利用日数計で除して平均を算出。

(例) Aさん・・【時間12分、月20日利用】、Bさん・・【時間8分、月10日利用】、Cさん・・【時間5分、月4日利用】  
この場合、{(12分×20日)+(8分×10日)+(4分×4日)}÷34日≒10分/日 となります。

※2 タクシー料金の算出方法

普通車の単価(資料7参照)を用い、距離制運賃(又は時間制)により料金を算出。

(例) No1 → (17.2km×1,000-1,200m【初乗り距離分】)÷292m≒55 55回×90円+670円(初乗り料金)=5,620円

## 青森県タクシー自動認可運賃上限額(弘前交通圏)

公示 令和元年12月13日

## 1 距離制運賃

		初乗運賃	加算運賃
車 種 別	特定大型車	1.2km 840円	209m 90円
	大型車	1.2km 760円	221m 90円
	普通車	1.2km 670円	292m 90円

## 2 時間距離併用制運賃及び待料金

車 種 別	特定大型車	1分15秒 90円
	大型車	1分20秒 90円
	普通車	1分45秒 90円

## 3 時間制運賃

車 種 別	特定大型車	30分 4,390円
	大型車	30分 4,140円
	普通車	30分 2,940円

## 福祉車両による福祉輸送の需要量と供給量

資料8-1

### 需要量

	(人)	
要介護(要介護3、4)認定者かつ介護サービス受給者	1,815	①
施設入所者	1,087	②
①-②	728	③
身体障がい者(下肢、体幹1・2級)64歳以下の人	332	④
身障施設入所者	27	⑤
④-⑤	305	⑥

資料3参照

※65歳以上の身体障がい者は、要介護認定も受けていると考えられるため除外。

需要者(福祉車両使用)③+⑥	1,033
----------------	-------

要介護者需要量③×41回(年)(※1)	29,848	⑦
障がい者需要量⑥×29回(年)(※2)	8,845	⑧
需要量見込 ⑦+⑧	38,693	(A)

資料3参照

(※1)要介護者の需要量の算定根拠:訪問介護事業所への実態調査による平均値。

(※2)障がい者の需要量の算定根拠:移動支援事業の実績による平均値

### 供給量

	(台)	
福祉車両(4条・78条許可、79条登録)	169	⑨
うち福祉有償運送車両分(79条登録)	33	
うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所)	136	
現在の供給量	36,851	(B)
うち福祉有償運送車両分(79条登録)	6,581	
うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所)	30,270	(C)

資料3参照

※供給量の算定根拠:訪問介護事業所、福祉有償運送登録事業所、  
タクシー会社への実態調査による実績

**現在の需要と供給のバランス (A) > (B) (需要 > 供給)**  
**(供給が1,842回不足)**

**※福祉有償運送登録事業所を除外した場合**  
**(A) > (C) (需要 > 供給)**  
**(供給が8,423回不足)**

※推計値のため実態とそぐわない場合があります。

## 福祉車両にセダン型を加えた場合の福祉輸送の需要量と供給量

## 需要量

		(人)
要介護(5を除く)・要支援認定者かつ介護サービス受給者	6,338	①
高齢者のみ世帯の割合×①	4,100	②
施設入所者	1,758	③
②-③	2,342	④
身体・知的・精神障がい者(64歳以下)	4,469	⑤
施設入所者(身障・知障)	189	⑥
⑤-⑥	4,280	⑦

資料3参照

※65歳以上の身体障がい者は、要介護認定も受けていると思われるため除外。

需要者④+⑦	6,622
--------	-------

要介護者需要量④×41回(年)(※1)	96,022	⑧
障がい者需要量⑦×29回(年)(※2)	124,120	⑨
需要量⑧+⑨	220,142	(A)

資料3参照

(※1)要介護者の需要量の算定根拠:訪問介護事業所への実態調査による平均値。

(※2)障がい者の需要量の算定根拠:移動支援事業の実績による平均値

## 供給量

		(台)
福祉車両	169	⑩
セダン型車両	508	⑪
車両計 ⑩+⑪	677	⑫
うち福祉有償運送車両分(79条登録)	50	
うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所)	627	

資料3参照

供給量見込(※3)	119,698	(B)
-----------	---------	-----

うち福祉有償運送車両分(79条登録) 8,447

うち4条・78条許可車両分(訪問介護事業所・タクシー事業所) 53,763 (C)

うちタクシー会社によるセダン型での輸送可能回数(想定) 6.3回×25人×365日=57,488回

※3 供給量の算定根拠:訪問介護事業所、福祉有償運送登録事業所、タクシー会社への実態調査による実績にタクシー会社にて移動困難者の輸送可能な資格保持者が輸送した場合の数値を加えたもの

現在の需要と供給のバランス (A) > (B) (需要 > 供給)  
 (供給が100,444回不足)

※福祉有償運送登録事業所を除外した場合

(A) > (C) (需要 > 供給)  
 (供給が108,891回不足)

※推計値のため実態とそぐわない場合があります。